

○枚方市健康推進本部設置規程

平成 18 年 11 月 24 日

訓令第 33 号

(設置)

第 1 条 市民の健康に関する施策を総合的に推進するため、枚方市健康推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(担当事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び決定するものとする。

- (1) 健康づくり、食育、介護予防その他市民の健康に関する事項に係る計画の策定及びその実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民の健康に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

- 2 本部長、副本部長及び委員には、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者
委員	理事、部長、会計管理者、上下水道局部長、市民病院事務局長、市議会事務局長、教育委員会教育次長、教育委員会部長、監査委員事務局長

(平 19 訓令 6・平 23 訓令 8・平 24 訓令 7・一部改正)

(本部長の職務等)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。

(本部の会議)

第 5 条 本部の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員がやむを得ず会議に出席できない場合は、あらかじめ本部長に申し出て、代替りの者を出席させることができる。この場合において、代替りに出席した者は、委員とみなす。
- 5 会議の議事は、出席委員の総意に基づき決するものとする。

(幹事会)

第 6 条 本部の運営を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。

(幹事会の担当事務)

第7条 幹事会の担当事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部に送付すべき案件について事前に検討し、及び調整すること。
- (2) 本部から付託された案件について調査研究すること。

(幹事会の構成)

第8条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。

- 2 幹事長、副幹事長及び幹事には、次の表に掲げる職にある者(当該職にある者が複数ある場合にあっては、それらの者のうちから本部長が指名する者)をもって充てる。

幹事長	健康部長
副幹事長	教育委員会学校教育部長
幹事	企画課長、広報課長、市民活動課長、地域振興総務課長、文化観光課長、産業振興課長、農政課長、健康総務課長、国民健康保険課長、後期高齢者医療課長、医療助成課長、保健センター事務長、福祉総務課長、障害福祉室課長、高齢社会室課長、子ども青少年課長、子育て支援室課長、環境総務課長、減量業務室課長、公園みどり課長、市民病院総務課長、教育委員会学校給食課長、教育委員会教育指導課長、教育委員会学務課長、教育委員会社会教育課長、教育委員会スポーツ振興課長

- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の表に掲げる幹事のほか、臨時に幹事を任命することがある。

(平 19 訓令 6・平 20 訓令 11・平 22 訓令 5・平 23 訓令 8・平 24 訓令 7・一部改正)

(幹事長の職務等)

第9条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第10条 幹事長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 [第5条第4項](#)の規定は、幹事会の会議について準用する。

(専門部会)

第11条 幹事会は、特定の事項について調査をさせるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の担当事務及び構成は、本部長の承認を得て、幹事長が定める。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営方法その他専門部会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(意見の聴取等)

第12条 本部、幹事会及び専門部会は、必要に応じて、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(決定事項の執行)

第 13 条 本部で決定された事項については、速やかに、当該所管部署において執行するものとする。

(庶務)

第 14 条 本部の庶務は、健康部健康総務課が担当する。

(補則)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 19 年 3 月 30 日訓令第 6 号抄〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 1 項の規定が適用される間における収入役の取扱いについては、第 2 条の規定による改正後の枚方市災害救助隊規程、第 3 条の規定による改正後の枚方市消防関係職員服制、第 6 条の規定による改正後の枚方市障害者雇用推進本部設置規程、第 7 条の規定による改正後の枚方市人権擁護推進本部設置規程、第 9 条の規定による改正後の枚方市男女共同参画推進本部設置規程、第 10 条の規定による改正後の枚方市事務連絡協議会規程、第 13 条の規定による改正後の枚方市環境行政推進本部設置規程、第 14 条の規定による改正後の枚方市情報化推進本部設置規程、第 15 条の規定による改正後の枚方市行政改革会議設置規程、第 16 条の規定による改正後の枚方市広域行政問題検討委員会規程、第 17 条の規定による改正後の枚方市市税等納付促進対策本部設置規程、第 18 条の規定による改正後の枚方市庁議規程、第 20 条の規定による改正後の枚方市総合計画の策定組織に関する規程、第 21 条の規定による改正後の中核市移行検討委員会規程及び第 22 条の規定による改正後の枚方市健康推進本部設置規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔平成 20 年 4 月 15 日訓令第 11 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 22 年 3 月 31 日訓令第 5 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 23 年 3 月 31 日訓令第 8 号抄〕

1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 24 年 3 月 30 日訓令第 7 号抄〕

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。